

患者様 各位

院内トリアージ実施料の算定について

当院は平成24年4月の診療報酬改定に伴い、夜間、休日または深夜において、救急車等で緊急に搬送された方以外の初診料を算定する患者様に対して、来院後速やかに医師または看護師により受診の可否及び緊急性について判断をして受診いただいた場合、診療にかかる料金に以下の点数を含めて算定させていただいておりますので、ご承知おき願います。

院内トリアージ実施料 : 100点

1点 = 10円

(例) 3割負担の方 1000円 × 3割 = 300円

【上記に該当する時間帯】

夜間 = 18時～22時、6時～8時

休日 = 土、日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)
および創立記念日(8月15日)の8時～18時

深夜 = 22時～6時

平成24年4月1日
病 院 長